

平成 24 年度第 5 回滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成 25 年（2013 年）3 月 28 日（木）9 時 00 分～12 時 00 分

場 所 滋賀県庁北新館 5 - B 会議室

議 題 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

（1）「パワーセンター大津」の変更届出に係る審議について

（2）「ユース安曇川店」の新設届出に係る審議について

（3）「買取倉庫甲西店」の変更届出に係る審議について

（4）「（仮称）テックランド滋賀豊郷店」の新設届出に係る審議について

2 その他

出席委員：井上委員、小川委員、恩地委員、金谷委員、鐘井委員、中委員、西村委員、
八軒委員、松井委員（五十音順）

県出席者：中山商工観光労働部次長、木村商業振興課長、森野参事、小島主事

[議事概要]

事務局説明（省略）

会長：はい、ありがとうございました。

これまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。

委員：3 番目の買取倉庫の件で、駐車場の話は少しあるんですけど、特に店舗の誘導経路の話とか、周辺の交通量の話が届出書には全然なかったので、これは少なくとも届出のルール上、こういう形でいいのかどうかは確認したほうがいいと思うんですけど、それは問題ないんでしょうか。

会長：買取倉庫の？

委員：買取倉庫の届出書に、誘導経路の話とか周辺の交通量調査の話とか別段何も載ってないんですが、届出のルール上はこういう形で特に問題ないんですか。

事務局：そうですね。営業時間の変更の場合は、騒音予測だけを実施していただきます。

委員：じゃ、もともと営業していて単に時間変更だから、この部分は変わらないと、わかりました。

事務局：そうです。

会長：時間変更の場合は、そういう内容での。

ほかに何か。

委員：今回の4件の中で、騒音規制法上の特定工場にひっかかるところはあったんでしょうか。特に最初の店舗はかなり大きくしたと思うんですが、資料にはその情報がちょっと抜けておったので、判断できなかったんですけど。

事務局：恐らくないと思いますが、事業者入室後にご質問いただいでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

委員：わかりました。

会長：ほか、ございますでしょうか。

なければ、事業者の方に入ってください。

まず、パワーセンター大津の建物設置者からご説明をお聞きしたいと思います。

パワーセンター大津

会長：本日はお疲れさまです。

それでは、パワーセンター大津の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、5分程度で説明をお願いしたいと思います。

建物設置者：お手持ちの資料に基づいてご説明をさせていただきますが、変更させていただいた事由は、荷さばき施設の位置及び面積の変更と、それから小売業の営業時間の変更、それからそれに伴う駐車場の利用時間の変更と、荷さばきを行う施設の利用できる時間帯の変更ということです。

具体的に言いますと、荷さばき施設につきましては、夜間に荷さばきのトラックの搬入を1台計画してございまして、22時から6時までの間でございまして、そちらを増やすことによって、ちょうど施設の北側が住宅地なものですから、夜間の搬入をなるべく防ぎたい、音の出ることを防ぎたいということで、店の前に荷さばき施設を1カ

所増やしましたというのが今回の変更でございます。

荷さばきの施設を増やすことも含めてですが、そもそもこれは現状報告という形で、平成20年に県庁のほうに、現在の施設の状況についての報告をさせていただいておりまして、そのときの荷さばき車両の台数がトータルで32台という形になってございましたけども、今回の変更に伴って22台に落とすということです。それで、落とし方というのは、4トン車が結構増えていたんですけども、大きい積載量の車に集約するということで、全体的な台数を減らしました。

車が大きくなったのでございますけども、添付のとおり、騒音についての受音点を設定して、そちらについて予測をさせていただいたところ、いずれも環境基準、あるいは環境規制基準についても下回っておるということと、既に11月にオープン、このような形で運用させていただいておりまして、現在に至るところまで住民の方から苦情等は来ておりませんので、苦情等があれば真摯に対応させていただきたいと思っておりますけれども、もくろみのとおり、皆様の環境が、11月以前の店よりはよくなったということで認識しております。

以上でございます。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、パワーセンター大津に関する質問は全てこの場でお願いしたいと思いますけれども、質問はありますでしょうか。

委員：夜間に荷さばきをされる荷さばき施設、ここへの搬入車のルートですけれども、湖岸道路から直接入るようなものではなくて、住宅地を若干通るということですか、これは。

建物設置者：そういうことです。道路の切り欠き部分というか、出入口の幅の大きさが道路管理者に指定されておりまして、湖岸道路のほうから来ますと、左車線なものですからなかなか入りづらいものがありまして、東のほうから入らせていただいて、スイッチバックして、出るときは湖岸道路に出るという形で計画してございます。

湖岸道路から入って、湖岸道路に出るというルートは、どうしても道路の形状、あるいは規模、それから切り欠きの大きさによりまして、ちょっと不可能でございますので、こういうルートをとりました。

委員：現時点で既に運用されているということですか。

建物設置者：運用しております。

委員：10トンぐらいの車のように記載されていたかと思うんですが、そのような大きな車が夜間、深夜に住宅地内を通るというのは、ちょっと危惧はあるんですが、先ほどの話ですと、苦情等とはということでしたが、実際にこの近隣の自治会、あるいは各住居に対して尋ねられたのか、単に受け身で苦情が来ていないのか、どちらでしょうか。

建物設置者：当然、立地法の申請段階でご周知はさせていただいておりますし、内容については店にも提示をさせていただいておりますので、再確認ということはしておりませんが、社会通念に照らして、できる限りのことはさせていただいていると思っております。

委員：車が通ると、多分、苦情が出るとしたら騒音ですけれども、騒音の苦情というのは、尋ねてみないと出てこない種類の苦情が多いですので、この地図上でどこを実際に通っているのかが示されておられないのでわからないんです。

徐行しているということだけで十分かもしれないんですけれども、深夜に10トンのトラックが通るような場所ではありませんので、苦情が出ていないということが、本当に迷惑等が起こっていないのかというところがちょっと心配なんですけれども、具体的にはコースはどこを通られているんでしょうか。

建物設置者：お手持ちの資料、届出書の添付書類の中に地図3はありますか。A4の周辺見取図です。今、ご指摘のありましたように、荷さばき施設の搬入経路については直近のものしかないんですけれども、基本的には、湖岸道路を通過して北進する形になっております。それで、ロイヤルオークホテルですか、ステーキの石山さんというところを右折で入りまして、すぐの交差点を左折、それでパワーセンター大津の南東の交差点を左折して、パワーセンターの荷さばき施設のほうに入るという。

基本的には道中は湖岸道路を通らせていただくことになってはいますが、南側の施設がレイクサイドガーデンという施設ですけれども、その東側を通る際に住宅地を通るといえば通る、西側をかすめるという形になります。

委員：公道ですので、大規模小売店舗立地審議会の指針からは外れるんですけれども、もし可能であれば、西側の道路を通られる家屋は五、六軒だと思いますので、ご確認いただけたら安心できるかなという気がいたします。それがまず第1点です。

あと、もう一点ですけれども、このパワーセンター自体がもしかしたら、騒音規制法の

特定工場にひっかかっているのではないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。これも本審議会とは少し離れるんですが、認識されているかどうかをちょっと確認したいところですけど。

建物設置者：きょうは設計士を帯同してこなかったものですから、その辺の。

委員：ちょっと品番を見たところ、多分、室外機がひっかかるのではないのかなという気がするのですね。そうすると、北側の荷さばきは多分、騒音規制法の規制基準に昼間は超えると思うんです。騒音規制法は、必ずしもそれを超えたからといって、すぐ規制が加わるというものではないんですけれども、事業者として自分が特定工場であるという、別の法律でその網がかかっているということを認識して、今後対応していただければと思います。

建物設置者：わかりました。ありがとうございます。

委員：もう1点、すみません。確認です。届出書の6ページです。7番目の項目で、荷さばきの搬入時間帯が7時から9時になっておるんですね。7時からしか荷さばきをやっておられない状態というように、こちらは読めるんですが、荷さばき可能時間は6時からになっておるんですね。これは、実質的には6時から7時はやっておられないと考えてよろしいですか。

建物設置者：やっておりません。

委員：わかりました。これは今後も変えられないということですね。

建物設置者：はい。

会長：よろしいでしょうか。

ほかに、ご質問ありますでしょうか。

委員：ちょっと確認したいことがあるのですが、今の搬入の時間帯を増やされたんですね。

建物設置者：はい、そうです。

委員：1ページ目の資料を見ますと、この時間帯は荷さばき施設 だけがこの時間帯にということですか。

建物設置者：そうです。だけです。

委員：わかりました。ちょっと歩道があるからね。

建物設置者：はい、そうです。その時間帯だけです。

委員：それと、もう一点、届出者がイチローファイブ特定目的会社さんになってくると、オリックス不動産さんとの関係はどういうことですか。

建物設置者：オリックス不動産は、建物設置者のイチローファイブさんから建物の管理を委託されているという立場になります。

会長：ほか、ございますでしょうか。

それでは、ほかに質問がないようでしたら、建物設置者の方には、これでご退席いただければと思います。ありがとうございました。

会長：それでは、続きまして、ユース安曇川店の建物設置者から説明をいただきたいと思えます。

ユース安曇川店

会長：本日はお疲れさまです。

ユース安曇川店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、5分程度で説明をお願いします。

建物設置者：ちょっと配置図の紙をご用意しましたので、これを中心に説明させていただきます。

この店舗ですけれども、砂利プラントの跡地を利用しています。食品SM棟と、あと別棟で、小売業者は決まっておりませんが、ドラッグを予定しております。この2棟が小売店舗を予定しております。ほか、飲食店が2個ほど計画しております。こういった配置になっております。

交通に関して、まずこの計画敷地の西側に県道、南側に市道、この2つの道路に面しております。この道路に対しまして、まず西側の県道に出入口が1カ所、南側の市道に2カ所の乗り入れ口を設けさせてもらっております。

県道側の出入口 というふうに書いておりますけれども、こちらが乗り入れ口ですが、交差点の区間部分になります。右折の車両処理につきましては、交通管理者様、道路管理者様のご了解はいただいているところではございますけれども、オープン時、また特売日とか、車両の集中するときに当然ありますので、右折処理に関しましてはちょっと危ないだろうということで、誘導員を配置しまして、基本、左折誘導させていただいた

いというふうに考えております。

あと、市道側の出入口2カ所ございますが、出入口 というところ、これにつきましては、交通管理者様からのご指導もありまして、臨時に運用してくださいと。要は、1カ所しか認めないということになっておりまして、一応出入口 につきましては臨時運用という形で計画しております。いつ臨時利用するのかということにつきましては、一応オープン時ですとか繁忙時、販促企画とか、そういった時期に利用するんですが、当然閉めるとき、閉めないときといったことがありますので、お客様が混乱するだろうということもあります。それにつきましては、一応封鎖はチェーンでさせてもらいますけれども、案内板をつけておいてお客様に周知していきたい。しばらくはちょっと混乱するかもしれません。ただ、大体お客様は固定されていきますので、しばらくそういう案内板で周知することによって、混乱をできるだけ抑えていきたいというふうに考えております。

あと、これらのことにつきましては、オープン前に高島警察署さんと協議、ご指導を仰ぐ予定でございます。あと、各出入口につきましては、見通しの確保とともに、営業時間外はチェーンで封鎖をする予定でございます。

店舗そのものにつきましては、お手元の図面の図6をごらんいただきたいと思うんですが、騒音の予測地点、これは添付書に綴じて設けさせてもらっております。その中で生活環境保全対象となる住宅施設、隣接する住宅がございます。

1つ目は予測地点Bというふうに書いてあるのは、敷地の北西側に一つ住宅があります。北東側に住宅、あと南東側に住宅、3つの住宅が隣接しているというような立地環境になっております。特にそこへの影響ということで、予測結果につきましては、騒音レベルの平均値、等価騒音レベルにつきましては、昼・夜とも環境基準を満足している。また、営業時間が9時半までですので、夜間につきましては設備機器が稼働するということですが、夜間の最大値につきましては、規制基準を満足しているという状況でございます。

その中で搬入させていただいたもの、食品スーパー、東側、裏になりますけれども、搬入車両、荷さばき施設がございます。食品スーパーですので早朝便がございます。近隣に住宅も隣接しておりますので、早朝便、大体午前6時台にありますので、当然、お休みになっている方もいらっしゃるということで、そういった早朝便につきましては、

店舗の正面で荷さばき作業を行うという計画にしております。

そのほか、設備に関しては当然、低騒音の設備を予定しております。また、立地法の対象外の施設ですが、この飲食店は夜10時以降の営業もごさいます。特に北西側の住宅への影響というのもあるかと思いますので、お住まいの方にご相談させていただいた上で、遮音効果のある目隠しフェンスを設置する予定でございませう。

以上、簡単ではございませうけども、また質問の中でご回答させていただきたいと思ひます。以上でございませう。

会長：はい、ありがとうございます。

それでは、ユース安曇川店に関する質問は、全てこの場でということをお願いしませう。

ご質問ありませうでしょうか。

委員：先ほど、駐車場の入口3カ所について県道側はなるべく左折にするとか、は臨時で運用して、状況によって少し変えるようなことをおっしゃっていましたが、特に繁忙期だけ、ここをあけるといふ話は、店舗に来られる方に対してはどいういった周知であったり、あるいはその場の誘導であったりといふのをされる予定でございませうか。

建物設置者：はい、そうです。

委員：これは、その場で誘導するわけですか。あらかじめ、この時期は開けておきませうとか、この時期は閉まっていますとかいふのを、周辺なりアナウンスするんですか。

建物設置者：オープンときは当然開けるんですが、例えば特売日とか、そういつたいろいろな企画のときがありませうけども、いついつこれをやって、いついつこれをやるといって、ある程度時期は決まらませうけれども、日にちまでは明確に決まらませう。事前にといふのはなかなか難しいところではありませう。チラシにそういつた文言を入れることは可能でございませうので、それは、具体的なことは検討させてください。当然、事前の周知はさせてもらいませうし、案内看板の設置もして、誘導させていただきたいと思ひます。

委員：スーパーマーケットの荷さばきは住宅に近いから、朝の早い時間は正面でやられるんですね。

建物設置者：はい。

委員：正面のどこになるんですか。

建物設置者：お手元の資料の図3を見ていただいませうと、カラーではないんですが、こちらあたりになります。空調室がここになりますので、そこから商品を搬入するといふ

形で、この正面の部分ですね。このあたりにトラックを止めてということになります。

委員：ということは、朝はここで荷さばきをして、昼間は、ここから出て行くわけですか。

建物設置者：こちらですね、はい。

建物設置者：朝の6時台に入る便だけ、前から入れるということです。

委員：どの入口から入るんですか。

建物設置者：朝の便はこちらの出入口から、こちらのほうには搬入用の専用の出入口を設けておりますので。

会長：ほかに、質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：朝の時間帯だけ、少し配慮されるということはいいいことだと思うんです。この店舗も結構大きな室外機を置かれているということで、当然、騒音規制法の届出はされるということですね。

建物設置者：そうです。法律にのっとった必要な手続は当然させていただきます。

委員：そうなりますと、7時じゃなくて、多分8時まで朝時間帯ですね。その辺もありますので、7時までで大丈夫かもしれませんし、7時以降も。

建物設置者：そのあたりは事前にチェックさせていただきます。

委員：そうですね。住居が本当に限られていますから、密に情報交換というか、尋ねていただいて進めていただければと思います。

先ほど、飲食店の22時以降というのは左側の2つですか。

建物設置者：そうですね。こちらは2棟あります。

委員：これは22時以降も？

建物設置者：営業される予定です。

委員：となりますと、先ほど北西側の住居に対して防音壁等を検討中というのは、駐車場から見ると大分陰になっているかと思うんですが、どのあたりを想定されておられるんですか。

建物設置者：その壁ですか。壁の設置場所ですかね。

委員：はい。

建物設置者：敷地境界です。実はここに現在、ブロック塀もあります。それを遮音から

目隠しフェンスに変えようかという計画をしております。当然、お住まいの方のご了承をいただいた上でということになります。

委員：間に何かあるんですか。倉庫という文字があるんですけども。

建物設置者：そうですね。こちらのお宅の倉庫がありますので、実際の音というのは、車の音はどうせありますけれども、お手元の図6の添付図、ここに予測地点Dというのがあるかと思えます。ここで自動車の走行音ですが、大体43デシベルぐらいですので、十分環境基準はクリアされるということにはなっております。

委員：そのあたりは住宅の方とご相談していただくのが一番じゃないかと思えますね、ちょうど陰になっていますので。

建物設置者：はい。

委員：結構です。

会長：ほかに、ご質問はありませんでしょうか。

委員：この図で言う左上のお宅というのは、日陰とか、それはならないんですか。

建物設置者：日陰？

委員：建物の。

建物設置者：壁とか建物の日陰ということですか。

委員：ええ。

建物設置者：いや、そこまで高くはありません。1階建てで、それは大丈夫です。

会長：ほか、ご質問ございませんでしょうか。

委員：確認ですけど、結局、ユースさんがこの敷地を全部管理されるということですね。そういう理解したらいいわけですね。

建物設置者：はい。

会長：ほか、ありませんでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。ありがとうございました。

一時中断

審議(1)

会長：それでは、審議を先にしましょう。

最初のパワーセンター大津について、ご審議をお願いできればと思います。

ここについては委員のご指摘もありましたけども、東側の住宅地を10トントラックが南のほうから通っていくということで、その辺が懸念されます。徐行するなど、騒音防止に努めてもらうとは思いますが、既に運用していますので、積極的に近隣住民からの意見を聞いて、一定問題があれば、何らかの対策を打つというようなことがいいのかもしれませんが。

委員：そこまで書いて大丈夫ですか。付帯意見であれば、いいんですか。

会長：そうですね。まず意見はあるか、ないか。なしでいいかなと思うんですが、付帯意見という形でいかがでしょうか。

委員：荷さばき騒音というよりは、そこへ至る交通騒音ですから対象には余りならないようですけど。

委員：ただ、ここに荷さばき施設を作ったことによって、それが発生するわけなので、直接のあれではなくても、関連はしていますよね。

委員：大津市からも、その旨の要望が出ているんですね。

会長：ということであれば、ちょっと案を申し上げますと、新設の荷さばき施設への搬出入車両について、夜間、近隣住宅地を走行する場合は、徐行するなどの騒音防止に努めるということを求め、さらに近隣住民に対して騒音等の問題がないかを聴取した上で、問題がある場合には、誠意をもって協議をしてほしいというような文言で、いかがでしょうか。

じゃ、そういうことで、意見なしで、付帯意見をつけるということでまとめさせていただきます。

次に行きましょうか。

続きまして、ユース安曇川店ですね。これについてはいかがでしょうか。

これについては、北西側の住宅の問題くらいだと思うんですが、それにしても、意見はまずないという感じだと思いますし、付帯意見をつけるかどうか、必要ないような気がします、いかがでしょうか。

特に地元からのご意見もないと。

委員：1点、気になるのは、東側に室外機を全部集中させておられるんですね、こ

こは。そこに2軒お宅がある。ちょっと離れておるので、しかも間に駐車場があるんですけれども、大きな室外機を、しかも、固めて何十台も置かれますので、それに関して、ちょっと気になるというようなことが出てくる可能性はなきにもあらずですね。多分、周囲はかなり静かなところですね。

会長：しかし、予測値と大分差があるので

委員：そうです。

会長：余り大きな問題は出てこないような気はするので、まず、意見はなしでよろしいでしょうか。

付帯意見についても、なしでもいいのかなと思ったりします。たくさん置かれているというのはありますが、いかがでしょうか。

委員：出入口 が、二重運用についての周知の話はされていたので、そんなに混乱しないかと思うんです。入れるとしたら、ここぐらいかなと思うので、別になくてもいいかなという感じです。

会長：それほど交通量的にも大きな混乱があるように思えない。交通自身が、ここは、ですから、その場の運用でも何とかなるかと。

委員：ここは、そんなに交通量の多い道路ではないので。

会長：懸念はされますけども、付帯意見をつけるほどではないかなというような気がしますが、いかがでしょうか。

委員：新たにつくられるということですので、何が起こるかわからないという面もありますから、新設後、周辺の住民と十分な対話を行ってくださいというようなことになると思います。

会長：そうですね。一応、何が起こるかわからないというくらいのこと、いつもの決まり文句だと思うんですが、新設後、何か問題等があれば、地域と適切な協議をしてほしいというような文言を、付帯意見として入れるということによろしいでしょうか。

(「はい」)

会長：そういうことで。

事務局：次の方が来ておられるそうです。

会長：それでは、買取倉庫甲西店の建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

買取倉庫甲西店

会長：本日はお疲れさまです。

買取倉庫甲西店の変更届出について、周辺地域の生活環境の影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

建物設置者：それでは、私のほうから、周辺への配慮事項につきまして説明をさせていただきます。

まず、お手元の届出書別添図面3、建物配置図のほうをごらんください。

本店舗の駐車場は、北側の国道1号に面して2カ所、それから東側の市道夏見線に面して1カ所と、南側の1カ所の合計4カ所に配置しております。このうち、出入口4とありますが店舗から見て背後に当たりますので、午後10時以降は閉鎖して、防犯等に配慮しております。

それから、駐車場台数の変更にあたりまして、店舗前面に当たりました屋外売り場を店舗建物内に移し、その上で駐車場台数を100台から121台を増やして、指針による必要駐車場台数74台を大幅に上回って確保しております。また、場内は改装時に改めて駐車区画、歩行者用通路を明確にし、歩行者の安全が確保できるように配慮しております。場内交通及び車両の出入りにつきましては、繁忙期には出入口付近に交通整理員を配置して交通の円滑化を図っております。図面3が変更前、それからめくっていただいて、図面4が変更後の平面図になってございます。

次に、周辺への騒音の影響ということで、別添図面5に騒音発生源の位置図を添付させていただきます。店舗周辺につきまして、北側は国道1号、東側は道路を挟んで農協になっております。南側及び西側は農地となっております。

図の中で赤い二重丸で示した地点、及び赤く塗りつぶした地点、こちらのほうで騒音予測をさせていただきます。騒音予測にあたりましては、空調室外機、それからキュービクル、外部スピーカー、こちらのほうについては現地で騒音の実測を行っております。

24時間営業に当たっての配慮としまして、外部スピーカーは午前8時から午後8時までとして、夜間には使用しておりません。変更前と同等か、それ以下の音量で使用することとしております。また、店舗南側につきましては、外周沿いに臨時の駐車区画を配置しまして、場内通行の車両の動線を店舗側のほうへ、敷地境界から少し離すような

形にして騒音の低減に努めております。

以上の条件で騒音の予測を行った結果を、届出書の7ページのほうに示しております。民地境界での等価騒音レベルの予測結果は、B地点の夜間環境基準、A及びBで規制基準を上回っておりますが、A地点は隣が24時間営業のガソリンスタンド、B地点周辺は現在農地であり、周辺地域の生活環境を保持する上で支障を生じるものではないものと評価されます。ただし、この農地等周辺地域が宅地化され、民家が立地する際には、当該事業者等と協議の上、防音フェンス等の騒音対策を検討いたします。

その他の騒音対策としましては、作業中の車両のアイドリングストップ、整理保管による作業時間の短縮、作業員の騒音防止意識の徹底等の対策を講じて、周辺的生活環境の保全に努めます。

その他防犯対策等としまして、店長を防犯責任者に指定して、店舗内外での防犯に努めるほか、湖南省の青少年育成市民会議、それから学区民会議等が実施しております巡回活動、それから啓発活動等への協力など、地元住民等と連携しながら地域の防犯に努めてまいります。

また、駐車場の照明につきましては、夜間、人の行動が視認できる程度以上の照度としております。周辺が農地でありますので、余り強いと光害を起こすということもありますので、過度の照明は行っておりません。

廃棄物につきましては、取扱商品がリサイクルとなります。リサイクル品でありまして、通常の小売店舗ほど発生しませんが、過剰包装は行わないということで廃棄物の減量化に努めてまいります。

以上、周辺への配慮事項を中心に簡単に説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長：はい、説明ありがとうございました。

それでは、買取倉庫甲西店に関する質問は全てこの場でお願いしたいと思いますが、ご質問はないでしょうか。

委員：2点あるんですけども、1点目は、夜間最大値の騒音予測がAとBでは規制基準を超えていますよね。そこは農地というか事業所なので、現時点では特に問題はないと思うんですけども、特に農地のB地点について、将来的に家が建つ場合も当然あり得るわけで、そのときには協議をして対策を検討するという事なんですけども、そ

の場合の前提としては、そこに民家が建った場合には、規制基準45デシベルを超えないというふうな前提での協議ということで、よろしいんですか。

建物設置者：そうですね。基本的には超えないというところで、まず一つは防音フェンスですね。今、ネットフェンスで素通しになっているところを、ちょっと壁にして騒音を低減すると。基準値というものを目指して配置、そういうものを検討していくという考えです。

で、どうしてもという場合でありますと、実際にそこの方との協議になってくるかと思いますが、妥協点を目指していくことになる場合もあると思います。まずは基準値、これを目指して検討する。

委員：多分、地点Bについては、南側の駐車場を夜間封鎖するという手段以外ないと思いますよ。

建物設置者：そうですね。

委員：でないと、45デシベルを満たすようなことは無理ですね。

建物設置者：実際、この南側の出入口自体は封鎖していますので、店舗の裏側にまで回ってこられるということは、ほとんどないかと思しますので、この一角、ちょうど歩行者のラインがございますので、そこと、こちら側に行かれるちょうど線番号の13の位置です。このあたりは夜間はカラーポールで封鎖すると、そうした運営なども考えられるかと思えます。

委員：もう一個は、外部スピーカーですけど、8時から20時で、これ年中無休ですよ。普通、平日が仕事の場合に、土・日はゆっくり寝ていたい場合もあると思うんです。8時というのは若干早いと思うんですよね。僕がそこに住んでいたら、せめて10時ぐらいにしてくれたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

これは恐らく法的な規制とか、そういう話にはならないと思うんですけども、ただ、これも先ほどの近くに民家が建った場合とかの話になるかと思うんですけども、その場合には、この時間についてはちょっと協議をしてもらったら、多分いいんじゃないかなと思います。

建物設置者：現時点で、事実上、外部スピーカーについては音源が鳴らないように。設置はされておるんですけども、一応配線のほうを遮断して、今、運用はしておりません。常に鳴らない状態にさせていただいておりますので。

委員：このBGMというのは、具体的には何のためにするんですか。

建物設置者：店内の。

委員：店内ですか。

建物設置者：当初は外部に鳴らす想定もあったんですけども、周辺への影響というものもありますので、そういう意味では、自発的に店のほうでは外部に鳴らさないような形で、今それを徹底しておりますので、現時点では一切鳴っておらないという状態です。

委員：もう一点追加で、もし差し支えなければお聞きしたいんですけども、こういうリサイクル関係のものを買い取りされるというお仕事で、それ自体は有意義だと思うんですけど、24時間にされることのメリットというのが、夜中に持ってくる人がいるのかなど。ゼロとは思わないですけども、当然その間、従業員さんも置かなくちゃいけないし、メリットがあるんですか。

建物設置者：朝早く来てもらえる方、夜遅くまで来てくれる方もいるんですよ。この時間、来られなかったという人がいらっしゃるので、その方のためにも24時間しましょうと。本当にごくわずかですけど、いつでも来てくださいという形であけてはもらっています。そこしかないです。それがもうかるのか、もうからないか関係なしで、お客様のために、いつでも来てくださいねという形でやらせてもらっているだけなので、確かにデメリットも大きいです。でも、楽しんでやっています。

建物設置者：実際、夜はどういうことをしているかといいますと、ほとんどお客さんの対応等するんですけど、基本的には品出しでありますとか、商品の陳列ですね。そういうところが中心に作業をしておりますので。

委員：24時間営業は別に悪くないんですけど、ずっと営業しているわけですから、いろんなことが起こると思うんです。それでアヤハディオさんのホームセンターの業態をやめて、リサイクルのお店と。その辺がちょっと曖昧だったので、今後、有限会社文さんが運営責任を持ってやられるのか。

建物設置者：はい、そうです。

委員：その辺、余りはっきり言われなかったの。

建物設置者：現状としましては、建物設置者は、私どもアヤハディオで出してもらっているんですけども、一応テナントさんという形でお貸しさせていただいておりますが、実際の運営としましては、有限会社文さん、買取倉庫さんのほうで運用していただくと

いう形になります。

会長：どうぞ。

委員：5番のその他、街並みづくり等への配慮事項ということで、「建物はまとまりのあるデザインと落ち着いた色彩を使用し、周辺景観との調和を図る」とありますが、こちらの建物イメージというのを見せてもらって、かなり目立つ色彩とかデザインだと思うんですけども、設置者の方としては、目立ってお客さんに来てもらわなければならないので、わかるんですけども、ここの色が悪いとかいうんじゃなくて、これは印刷の色ですので、現実にはできてものすごく派手で、町並みに調和しないという場合もあるので、あえて聞かせていただくんですが、この色というのは、この印刷の色そのものの色でしょうか。

建物設置者：現状は、見ていただきますと、印刷の色で若干明るく出ているということです。

委員：もう少し落ち着いているわけですか。

建物設置者：現状は、茶系で出てきている部分につきましては、実際は焦げ茶に近い、濃い茶色ですね。

委員：そうですか。

建物設置者：濃い茶色のベース色になっております。表示につきましては、色使い等は、ほぼこれに近いかと思えますけども、実際、車で見ていただくにしても、どっちかというと濃いイメージのほうが強いので、違和感は恐らくないかと思っております。

委員：ほかのところで、かなり赤いけばけばしい色を見かけることもありますので、あえて聞かせていただきました。もう少しこれよりは落ち着いた色ですね。

建物設置者：そうです。相当濃い、庇のところに「買取どころ」と書いた枠の茶色があります。ほぼこれに近い焦げ茶色がベースになっていますので、赤系の茶色ではないですね。

委員：はい、ありがとうございます。

会長：ちょっと私のほうから。

地元のほうから、青少年の健全育成の見地から防犯対策をやってくださいということですけども、今、どのくらい未成年というか、あるいは小学生、中学生とかが来店しているんですか。あと、時間帯なんかも含めて、どんな感じでしょうか。

建物設置者：今、春休みに入っているので多いですね。平日よりかは何人も来てくれているんですけども、夜の8時までにはお客さんは結構引いてしまうんです。8時以降から、お客さんの質が変わって、若いカップルの子とかが増えてくるので、8時前後には、中学生ぐらいまでの方は退店されます。

会長：20時以降でも中学生は？

建物設置者：たまにいます、自転車で来られるのでわかるんです。10時前ぐらいになったら、そろそろごめんねというお声はかけさせてもらいます。

会長：22時以降は来ないように。

建物設置者：しています、僕らは。

会長：この時間には来るなという指導はしていると。

建物設置者：ちょっとごめんなさいねと。僕らも決まりなのでということで、一声かけさせてもらっています。

委員：買取倉庫さんという名前からすると買い取りだけ、ではないんですか。

建物設置者：ではないです。販売もやっています。

委員：販売もやっているんですか。

建物設置者：やっています。

委員：では、売りに来る場合というのは、未成年？

建物設置者：だめです。保護者さんが代理として来られます。

委員：それは一応代理で。

建物設置者：自分の子どものやつを、お父さん、お母さんが。

委員：だから、こちらで買い取りをされる場合には、売りに来る人というのは成人でないとできないという大前提ですね。

建物設置者：はい。

委員：当然、こちらで買われたものは売らないと商売にならないので、売る場合に、相手は子どもの場合もあると、そういうことですね。

建物設置者：はい。

委員：わかりました。

でも、ここの青少年云々ということの趣旨は、一番は盗品じゃないですか。盗品の話じゃないですか。あ、そうか。買い取りそのものはしないから、その問題じゃないんで

すね。

建物設置者：ないです。

委員：夜遅く来ると、風紀が乱れることが趣旨ですね。

建物設置者：そうですね。

委員：外国人の方は多いんですか、お客さん。

建物設置者：来られます。

会長：暴走族のたまり場になったりすることはないですか。

建物設置者：今のところは、まだそんなにないですね。

委員：例えば、アイドルリングの空ぶかしは？

建物設置者：いや、もうすぐ行きます、ごめんなさいと。一応、ごめんなさい。ちょっと消してくださいだけなので。なるべく穏便に来てもらっています。

会長：ほかに、ご質問とかありますでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思います。どうもありがとうございました。

会長：それでは、続きまして、（仮称）テックランド滋賀豊郷店の建物設置者から説明をお願いしたいと思います。

（仮称）テックランド滋賀豊郷店

会長：本日はお疲れさまです。

（仮称）テックランド滋賀豊郷店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

建物設置者：それでは、私よりご説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

お手元に届出書のほうは既にお持ちということですので、その辺は飛ばしまして、ざっとご説明させていただきたいと思います。

まず、お店の名前は、（仮称）テックランド滋賀豊郷店ということで、滋賀県豊郷町のほうに出店させていただくことになっております。

店舗面積が2,648平方メートルでございます。

そして、駐車場ですけれども、届出書のほうに別添図面3ということで配置図を付けさせていただきますが、駐車台数が116台ということで、こちらは大規模小売店舗立地法の指針に基づく必要駐車台数の116台を満たす形で考えております。

配置図を見ていただいたらわかりますように、店舗前面のほうを駐車場とさせていただきまして、裏は北側になりますけれども、そちらのほうに従業員用の駐車場ということで、31台を用意しています。

それに続きまして、車の誘導方法ですけれども、配置図別添図面3のほうに書かせていただいておりますけれども、西側に国道8号が走っておりまして、そして南側には県道が走っております。そちらのほうに2カ所出入口を設けまして誘導させていただきたいと。西側の国道8号につきましては、国道という幹線道路で交通量も多いということから、左折入場の左折退場という形でやらせていただきまして、こちらは右折での入退場は禁止させていただきましてということで、そういった看板を設置させていただきます。

また、オープン時や繁忙期等には、こちらに交通整理員を配置して、そういった形で周辺の交通に影響を与えないような誘導をさせていただきたいと思っております。逆に、南側の出入口につきましては、右左折で双方向の出入りというふうに考えております。

また、歩行者・自転車につきましては国道側というよりも、近くの住居の状況からしまして、南側の出入口のほうから来られるということを考えてまして、そちらのほうに歩行者・自転車専用の出入口を設けまして、そこからお店の入口まで通路を通過して、ずっと通っていただけるという形で考えております。

交通のほうを数字で説明させていただきますと、周辺の交通量を把握する目的で、交差点の交通調査を行っております。調査地点としましては、その計画地の南西角に当たりますが、一番近くの高野瀬交差点と申しますが、そちらのほうで交通量調査を行っております。

その結果を用いて、現況と将来の交差点の処理状況というものを検討しておりますが、こちらは届出書の4ページのほうに記載しております。高野瀬交差点ということで、平日・休日それぞれ、ピーク時間帯においてどのようになるかということで、開店前・開店後について需要率、交通容量比、いずれも1を下回るということになりまして、処理可能というふうに考えております。

続きまして、交通に関しますと、届出書でいきますと6ページのほうに移りまして、

荷さばき施設において搬入を行うための台数ということで書かせていただいております。昼間の時間帯、6時から22時までを荷さばき施設で荷さばきを行うことができる時間帯としておりますが、その中で9台程度を計画しております。店舗の前面に荷さばき施設を設けますが、一応お店の中のほうに入った形で、基本的には営業時間内にもやりませんが、安全にできるような形で考えております。

続いて、騒音について、別添図面2というものが届出書についております。配置図の前の図面でございますが、そちらに周辺の見取図、周辺の状況のわかるものと予測地点を記載しております。周辺としましては、計画地の東側のほうに住居が続いていると。あと、南側、西側、北側につきましては、事業所でありますとか店舗、倉庫という形で、住居というものは現在立地していないという形です。周辺の用途地域ですけれども、全て無指定地域となっております。その予測地点としまして、各方向で、一番ウエートが大きと思われるところの地点でやっております。

予測結果のほうは届出書の7ページに記載しております。7ページの上のほうの表が等価騒音レベルの予測結果でございますが、A、B、C、D、それぞれ基準値を下回る形の予測となっております。また、夜間の騒音レベルの最大値を敷地境界でやらせていただいておりますが、それぞれ、A、B、C、D、やらせていただいております。B、C、D地点において、規制基準として45デシベルを超過する形になっております。これは駐車場の来店車の走行音がここでちょっと超過する形となります。ただ、弊社の営業時間は22時までですので、22時30分まで駐車場は開けておりますので、その時間帯の退店されるお車ということで、発生する台数としても少ないと考えております。

また、周辺の住居としては、東側のB地点が住居となっております、こちらの保全対象となりますB地点でいきますと、7ページの表の一番下に書いてありますが、規制基準を下回る形となっておりますので、周辺の生活環境に対しては著しい影響はないだろうというふうに考えております。

また、今回、予測としては、一応基準を下回るような形となっておりますけれども、荷さばきの作業を静かにしていただくとか、駐車場のアイドリングストップのほうをお願いするとか、そういった配慮としてはしっかりやらせていただきたいというふうに思っております。

続いて、廃棄物保管施設ですけれども、別添図面3の配置図の下のほう、敷地の南東側

のほうになりますけども、廃棄物等保管施設ということで50立方メートルを確保させていただいております。こちらは露天の置き場というものではなくて、きちんと壁と屋根を設けまして、しっかり散乱防止させていただきながら、こちらで入れさせていただきたいと。また、指針に基づく廃棄物保管庫の必要容量30.3立方メートルですけども、それを上回るだけ確保しております。

そのほか、配慮した事項としては、届出書の10ページのほうに防犯対策ということで記載させていただいておりますが、こちら、いろいろ書かせていただいておりますが、当然のことながら、万引きの防止ですとか周辺地域の連携ということで、平時の現金の管理とかも含めまして、しっかり防犯対策に配慮した店舗運営とさせていただきたいと思っております。

また、街並みづくり等に関する配慮としましては、届出書の12ページのところに記載しておりますが、景観的にそれほど奇抜な店舗の形成、色とかにするということはお考えておりません。また、照明につきましても、日没から閉店までということで、閉店後については消灯して、周辺の状況に統一させて、影響のないような形で運営させていただきたいというふうに考えております。

設置者からの説明としては以上でございます。

会長：はい、ありがとうございます。

それでは、テックランド滋賀豊郷店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。

ご質問、ありませんでしょうか。

委員：荷さばきのことでお伺いしたいんですが、6時から8時の時間帯に4トン車が1台入ってくるという計画になっておりますけれども、これは廃棄物のほうの搬出か何かですかね。

建物設置者：いえ、8時の前に来る1台というのは、私どもの物流センターの朝一番のトラックですので、最近は見えていますと、8時は過ぎているようですけど、交通事情によって、8時前に来るケースも時々見受けられるものですから、今回の届出はそういう形にさせていただきました。

委員：指針では、6時以降が昼間扱いになっておりますので、基準値は下回っておるんですが、計算値を見させていただきますと、バックブザーの音が60デシベルオーバー

になっておりますね。この店舗は多分、騒音規制法のほうでひっかかってくるんじゃないかと思うんですが、そうしますと、6時から8時でも騒音規制法でひっかかってしまうことになります。

それを考えると、騒音対策に書かれていないんですが、バックブザー停止ぐらいはやっていただいたほうがいいんじゃないかと思いますね。8時前後に来る車については、まだ店舗はオープンしていないわけですから、バックブザーをつける必要は余りないはずですよ。すぐ東側にアパートがありますので、かつ東側のアパートで60デシベルを超えるレベルになっておりますから、ここはちょっと配慮されたほうがよいのではないのでしょうか。

もちろん、指針を超えているというわけではないですけども、騒音規制法を超えているという事実がありますから。

私からはそれだけです。

会長：はい。

ほか、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：出入口の国道に面しているほうは、右折入退場禁止ということで、看板等を設置するというお話だったんですが、特に来店するときに、どちらの入口から入ったほうがいいのかというのが、出入口直近だけだと、ぱっとわからないケースもあるかなと思うんですが、そういった出入口の誘導の周知は、どんな形でされるのでしょうか。

建物設置者：来店については、チラシの地図に記入しようと思っております。

委員：こういうふうに来て、ここの入口から来て、こう帰るということですか。

建物設置者：ただ、チラシには余り大きな地図が載せられないものですから、本当にポイントとなるところだけの矢印になるのか、言葉で表現するのか、まだ決めてはいたしませんけれども、そういう方法ではやろうと思っています。

委員：かなり交通量の多い道路ですし、交差点のすぐ近くでもあるので、右折で出入りされると、かなり危ないという気もしますので、なるべく左折入出状態が守られるように工夫していただければと思います。

建物設置者：はい。

会長：はい、どうぞ。

委員：歩行者・自転車専用の出入口ということで、出入口 を設定されていて、図面上ではよくわからないんですけど、駐車場の16番とか15番に沿う形で、歩行者や自転車の方が通れる道が設けられるということでしょうか。

建物設置者：そうですね。この駐車場の裏側といいますか、とめるところと敷地境界の間はちょっとスペースをあけておりまして、そこを通っていただいて、お店のところまで来ていただくという形です。

委員：駐車場との間にはフェンスというか、柵とかは何か置いていられるんですね。

建物設置者：そこはありませんが、車どめで、そこから後ろに来ないようにという対策はさせていただいています。

委員：来店される方の割合としては、多分、車のほうが割と多い業種なのかなと思うんですけど、歩行者・自転車専用道路は1.3メートルぐらいですか。ちょっと幅が狭いような気がしますので、安全対策は十分にとられたらいいかなと思いました。

会長：はい。

ほか、質問ございませんでしょうか。

委員：1点忘れておりました。申しわけございません。

廃棄物の収集車両も6時から22時という形で申請されておられるんですが、具体的に何時ぐらいに入るんでしょうか。

建物設置者：近隣を回って来るようですので、はっきりとした時間はあれですけど、多分8時台が多いように思いますけど。

委員：6時とか7時とか、その時間には来ないと考えていいですか。

建物設置者：6時、7時は、絶対ないとは言えませんが、たしかないですね。

委員：廃棄物の収集場はアパートのすぐ横ですので、それを考えますと、6時から毎朝とか、あるいは頻繁にということがあるとすると、搬入・搬出よりも、そちらのほうの影響が懸念されます。これから多分計画を組まれるんだと思うんですけども、そのときには配慮していただいたほうがよろしいかと思います。

建物設置者：はい。

会長：ほか、質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、質問がないようでしたら、建物設置者の方にはご退席いただければと思い

ます。どうもありがとうございました。

会長：それでは、ここで5分ほど休憩を入れさせてください。

審議

会長：それでは、再開したいと思います。

もう2つ審議が終わりましたので、まず、買取倉庫甲西店の届出内容についてご審議いただければと思います。

南側は市街化調整区域なので、宅地化は当面はないと思うんですが、将来は宅地化される場合もあるかもしれません。24時間営業による青少年への影響とか、こういったことがあるかもしれないといったところですが、まず意見については、「なし」でいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

はい。

付帯意見について、どのようにしましょうか。

委員：防犯とか、そういうものですね。

会長：ええ。まず、青少年の関係ですかね。

それから、将来の話は、宅地化がすぐにはないと思うので、とりあえず騒音の件はいいかなと思うんですが。

そういたしましたら、付帯意見として、青少年の非行防止及び夜間において青少年のたまり場とならないように、従業員や警備員による駐車場及び店舗内の定期的な巡回や声かけ等の対策を実施することといったような文言で、24時間の営業ですけれども、遅くとも22時までには退店されるみたいですが、今言ったような文言で付帯意見をつけさせてもらってよろしいでしょうか。

委員：1点、いいですか。

先ほど委員のほうからもちっと意見があったかと思うんですけど、建物イメージですね。確かに最初にスライドで見せていただいたところを見ると、これほど赤っぽくはなかったですけれども、建物に書かれている文字は相変わらずでして、12ページを見ますと、「建物や屋外広告物の周辺景観に配慮し色彩及び意匠です」とうたっている割には、その辺、配慮しているとは思いがたいんですけど、既にそういうような建物につ

くられてしまっていますので、どうしようもないですね、これは。

会長：滋賀県のほかの規制にひっかからないんですかね。京都だと、だめですね。

委員：私、景観審議会も、最近から来させてもらっているんですけども、今なったばかりで余り詳しくはわかりませんが、その色彩とかについては、かなり規制というか、町並みに調和するという形ということを知っていましたので、この写真を見て何かかなり違ふと。目立たないといけないけど、目立ちすぎるぐらいの感じかなと思って先ほど質問させてもらったんですね、例えば、これ以上、もっともっと派手なものができるからでは遅いかなと思って。

委員：看板とかに対する規制とか、そんなのはできていますよね。建物をここまでできるかどうか。設置する人にしたら、できるだけ目立ちたいということでされるんですけど。

会長：ここは、周辺住民がおられないので、周辺住民と協議してというのは余り言いにくいところがあるんですね。

委員：結局、国道の通行者から目立つように看板を作る。

会長：マッチングでの町並みという感じではないので、町並みの調和も何もないですね。

どういふふうな付帯意見をつけるのか、周辺住民と協議というのは難しいし、周辺の町並みと調和しろというのも難しい。一応、このやりとりは議事録には残っていますので、それで何とかぐらいいいしませんか。すみません。

ということで、付帯意見については、先ほどの青少年の非行の関係ですね、そういうことでまとめさせていただきます。

次に、テックランド滋賀豊郷店の届出内容について、ご審議いただきたいと思います。ここでも騒音関係ですね。まず、意見については、「なし」でよろしいでしょうか。

付帯意見をどうするかですけども。

委員：8号沿いの、この種の量販店的なものは結構あると思うんですけども、この計画で、この店から出るときに、彦根方面には8号線を右折できないということですよ。だから、もう一方のほうに出て、交差点から行くということですね。逆に、近江八幡のほうからは、8号線で曲がれないということですね。ここは徹底されているものなんですか。この8号線の出入口のところに警備員が立って、かなり強行にやらないと、多分入ってくると思う。

委員：誘導員がいれば、やるでしょうけど、ないと、実質的には結構入ってくるでしょうね。

委員：右折禁止とか左折禁止とかというのも、きっちり出ていないと、普通は入ったり、出たりすると思いますけども、そこについては、ここで余り言ってもしょうがない気がします。

委員：それは、中央分離帯のところポールを立てるとか、そういう話にはなっていないですかね、警察との間で。ちょうど右折レーンの始まりのところなので、ここで右折で入られると危ないですし、あるいは右折で出られるのも危ないです。

事務局：店舗の南側のマクドナルドには、国道側及び県道側にそれぞれ1カ所出入口が設けられており、右折禁止という看板を上げております。

会長：実態としても、右折で入ってくる人がいますか。

事務局：私が現地に行った際にはおられなかった。交通量が多く、なかなか途切れませんので、右折進入というのは難しい。

会長：右折は危険なんですね。

事務局：はい。

会長：ということで、どうしましょうか。

バックブザーの停止という話もありましたけども、夜間ですね、最大値は規制基準を超過していますので、一応保全対象のほうでは基準値は下がっていますが、ぎりぎりの状況ではありますので、騒音に関する付帯意見をつけるということで、例えば夜間の来退店車両について、駐車場と住宅が隣接していることから、開店後騒音発生に関して近隣住民から意見や苦情が出た場合は、誠意を持って対応・協議されたい。夜間だけじゃなくて、夜間及び早朝の来退店車両や荷さばき車両について苦情、意見が出た場合は誠意を持って対応してほしいといったような文言くらいをつけましょうか。

委員：あと、廃棄物も入れといていただくと。

会長：来退店車両、荷さばき及び廃棄物車両ですね。その3つについて苦情がかからないようにするということですね。

というような、付帯意見ということでよろしいでしょうか。

はい。

それでは、先ほどまとめた内容でいきたいと思います。

先ほどから4つ審議しましたけども、この報告内容を事務局のほうでまとめていただいてよろしいでしょうか。

事務局：パワーセンター大津につきましては、荷さばき施設への搬出入車両について、夜間、近隣住宅地を走行する場合は、徐行するなど騒音防止に努めるとともに、まず近隣住民に問題が生じているかどうかを確認した上で、今後苦情や意見が出た場合は対応・協議されたい。

ユース安曇川店につきましては、こちらも開店後、問題が生じた場合には地域住民の方と協議・対応されたいという付帯意見です。

続きまして、買取倉庫甲西店につきましては、青少年の非行防止及び夜間において青少年のたまり場とならないよう、従業員や警備員による駐車場及び店舗内の定期的な巡回や防犯等対策を実施することを、付帯意見として述べる。

最後に、テックランド滋賀豊郷店につきましては、夜間および早朝、来退店車両、荷さばき車両及び廃棄物の収集車両について、駐車場等、廃棄物、荷さばきの施設が隣接していることから開店後、騒音発生に関して近隣住民から意見・苦情が出た場合は、対応・協議されたいというのを付帯意見としてつける。

以上です。

会長：よろしいですか。最後は、うまく合うようにしてくださいね。

以上で審議は終わるんですけども、それでは、事務局のほうから報告事項等があれば、お願いをしたいと思います。

事務局：事務局から報告事項がございますので、ご説明いたします。

まず、前回の審議会におきまして、審議するかどうか、報告とするかどうかについて審議会の場で議論するべきというご意見をいただきましたが、届出から8カ月以内に手続を終わらせなければならないという期限もございますので、今回は2件を、事前に会長の承認をいただいて報告事項とさせていただきます。

まず、マツヤスーパー矢倉店の変更届出でございます、店舗の開始時刻を午前9時30分から8時、駐車場利用時間を9時15分から7時45分に変更するという届出でございます。こちらにつきましては、等価騒音レベルは環境基準値を下回っておりまして、また通学路にも周辺に指定されておりませんので影響は軽微であると考えられます。

続いて、長浜ファッションモールの出入口の数の変更でございます、以前、新設の

際にご説明したかと思うのですが、交差点に近い出入口について、地域住民および警察のほうから封鎖すべきという意見が出ました。これを受けて事業者が開店前に出入口の数の減少を行ったものでございます。こちらにつきましても、交差点に近い出入口を減少することで、交通誘導の安全性を確保するという面で軽微であると考えられますので、報告とさせていただきます。

以上です。

会長：はい。

先ほど事務局のほうで言っていた審議内容ですが、それを、滋賀県大規模小売店舗立地審議会規程第7条第1項に基づき、本日付で知事へ答申いたしますので、ご了承をお願いしたいと思います。

なお、知事への答申案文につきましては、後日改めて委員の皆さんにもごらんいただいた上で、答申するというところでよろしいでしょうか。

それから、何をもちて軽微とするかという判断基準については、この後、別途議論したいと思うんですけども、その前に、今言われたマツヤスーパー矢倉店と長浜ファッションモールですが、先ほどの事務局の報告でいきたいと思うんですけども、何か質問等ございませんでしょうか。

委員：マツヤスーパーのほうは、早くから始めるわけですが、荷さばきの時間とか、そういうのは変わらないんですか。

事務局：荷さばき時間は変更しません。

委員：荷さばきは、もともと何時からですか。

事務局：荷さばきは、昼間の時間帯内に収まっており、夜間にはかからないです。

会長：ほか、どうでしょうか。

じゃ、以上の報告を受けました。

それでは、前回は議論があったことですが、大規模小売店舗立地法に基づく届出についての審議に入る前に、審議会運営規定第6条で定められている議決を経ない報告案件の判断基準について、事務局よりお願いしたいと思います。

3 その他

事務局：事前に机の上にお配りしております「議決を経ない報告案件の判断基準につい

て」というペーパーをごらんください。

前回、1月29日開催いたしました審議会におきまして、委員様のほうから報告案件とするかどうかについて、審議会で審議すべきといったご意見をいただきましたので、今後の運用案をご説明させていただきます。

まず、報告案件とする場合の、現在の運用についてご説明いたします。

審議会の運営規程の第6条におきまして、「審議会は、軽微な事項その他必要と認める事項の決定について、審議会の開催及び議決を経ないで行うことができる旨を定めることができる」とあります。

続きまして、運営に関する事項で、「運営規程第6条の軽微な事項その他必要と認める事項の決定については、次に掲げる事項で会長が認めるものとする」とあり、(1)から(4)に該当する場合、事前に会長の承認をいただき、報告事項と現在させていただいております。

続きまして、3の「今後の運用について」をご覧ください。今後につきましては、審議会の中で、現在届出を受け付けている案件の概要説明を事務局から行いまして、審議案件にするか報告案件とするか、審議委員の皆さん合意の元で決定するという運用方法に変更させていただきたいと考えております。

報告事項とする判断基準としまして、先ほど申し上げました運営に関する事項の「周辺地域の生活環境への影響がない、もしくは、ほとんどないと認められる場合」が該当する届出内容として、次ページに挙げさせていただきました。

附則第5条第1項届出および法第6条2項届出の2つに分かれております。附則5条1項につきましては、平成12年に法律が施行されておりますけれども、それ以前より存在している店舗でありまして、初めて大店立地法の変更届出をする場合、附則5条1項に基づく届出がされます。届出内容の から ですが、こちらにつきましては、大店立地法を既に届出している店舗につきましては、届出が本来不要となる安全側の影響が軽微である届出内容でございますけれども、附則5条1項の場合は必要となる届出内容でございます。

続きまして、 、 、 につきましては、営業時間、駐車場利用可能時間、荷さばき作業可能時間を、午前7時までの繰り上げまたは午後10時までの繰り下げを行うものです。

につきましては、店舗に附属する施設の位置の変更のうち、県が軽微の変更と認められたもの。 につきましては、駐車場の自動車の出入口の数及び位置を変更させるものでございます。以上が附則5条1項の場合に対象となる届出内容です。

続いて、6条2項変更届出の場合につきましては、上記の から を対象とすることを考えております。

報告事項とする届出内容の から に該当するものの、現に問題が生じている、もしくは生じるおそれがある場合につきましては、こちらの審議会の場で審議すべきという意見をいただき、報告事項ではなく、審議案件にさせていただこうと考えております。

以上でございます。

会長：今ので、おわかりでしょうか。ちょっと難しいところもあったかと思うんですが、

から が、大ざっぱに言うと、基準だということによろしいですか。これに該当するものは、報告案件になると、これを超えるものは審議になると。

委員：ただ、全件事前に報告とするかどうか説明はされるんですよね。説明をされた上で、この案件は、周辺地域の生活環境に影響がないものとほとんど認められないのではないかということで、その際の基準と言われているんですね。最終的には審議会の委員に諮って、報告案件でいいということであれば、それで終わりということですね。

事務局：はい、そうです。

委員：これは、申請があった段階でこちらに上がってくると考えてよろしいですか。

事務局：今のところ、申請が上がってすぐでは、まだ市町からの意見がございませんので、直近の審議会の場におきまして概要説明をさせていただこうと考えております。

委員：安全側というお話があったんですけど、例えば駐車場の収容台数を増加するとか、荷さばきの面積を増加するとか、廃棄物の保管施設の容量とか、容量としては安全側なんでしょうけど、駐車場の台数を増やすとか面積を増やすとか、騒音に影響する範囲が広がるという可能性もあると思うんですけど、そのあたりは報告にするかどうか、ここで判断するというところでよろしいでしょうか。

会長：ですね。確かに安全側とは言えないんですね。

委員：今日は、でも、荷さばき施設を増やすというのがありましたね。

会長：ええ。

委員：どこに増やすのかと、場所が。

委員：増やし方によっては、かえって騒音が増えるとか、安全上問題になっているケースもあり得ますよね。

会長：ですから、台数の増加についても、例えば1割、2割とか、そういう少ない増加だったらいいような気もしますが、それが5割とか倍にするとかになると、ちょっとこれは審議したくなりますね。

委員：11番なんか、自動車の出入口の数は大きな問題ですね。

会長：店舗に附属する施設の位置の変更についても、騒音を出すような施設だったら、これは。

事務局：すみません。ご指摘いただいているところはごもっともな点だと思いますので、とりあえずこの基準で少し運用させていただいて、ケースの状況を見ながら、また会長とご相談させていただき、またこの基準の見直しをさせていただいたらどうかと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

会長：はい。

とりあえず最初は、それこそこちらの安全側を見ながら審議をすると、いろいろ心配しながらやっていくということで、例えば今日の資料6なんかについて、このからのどれに該当するから議決を経なくてもいいと思うかという、そういうデータをくっつけていただくと、よりわかりやすいと思うんですね。

委員：すみません。前回、ほかの委員会と重なって来られなかったので、このことをもう一回教えてほしいんですけども、私はちょっと今まで別の理解をしていて、この資料6の議決を経ないかどうかというのは、審議会の判断は全く必要がなくて、上位規定のほうで事務的にスパッと割り切れるものではないのですか。

つまり、ここの報告事項としている資料6にある2つについて、適用条項が法第6条第2項ということですよ。第6条第2項は法律なんですね。

では、ややこしいので、こちらのほうに書かれている、「現在の運用について」に記載されている滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程の第6条、この規程の第6条じゃなくて、これは法の第6条ですよ。

事務局：はい。

委員：すみません。じゃ、この法の第6条第2項というのを、もう一回教えてくださいませんか。

事務局：第6条2項といたしますが、現在の営業している店舗が届出事項に変更が生じる場合に、変更届出をしてくださいという条文です。

委員：そのことと、じゃ、議決を経ないで届出することが妥当かどうかということは、その判断をするのも、本来は審議会だということですか、大きな枠組みとして。

事務局：以前までは、それについては周辺地域の生活環境の影響がない、もしくは、ないと認める場合について、事前に会長と事務局の間だけで確認をしまして、報告事項として審議会に説明しておりました。

委員：それに対して、前回のときに、何か意見が。

事務局：会長と事務局だけではなく、一度審議会の皆さんの場で報告とするかどうかの確認をすべきというご意見をいただきましたので、今後については委員の皆様同意のもとで、決定させていただくということです。

委員：わかりました。

もう1個、教えてください。事業者は、例えば今回の場合で、この届出書を提出しますよね。それは、資料6のようなものであっても、事業者は作らなければならないのですか。

事務局：もちろん、そうです。

委員：全部必要なんですか。事業者の手間は変わらないんですね。ただ、6の場合だと、ここに来られない。書類だけということ。

事務局：はい。

委員：事業者の手間としては、書類作成は関係なくて、こちらに出向いて説明をして、場合によっては、意見と付帯意見をつけられるというようなことが違うということですね。

事務局：はい。

委員：そうすると、もう1個。

今、改めてここで判断基準が出ているのは、現状やっていることを明文化するという意味合いなのか、それとも現状やっていることよりも、もう少し簡素化というか、上がってくる案件の数が変わるとか、そういうことはどっちなんですか。

事務局：2ページ目の から というのは、今までの運用の中で、実際報告とさせていただいた事項でございまして、今までその周辺生活環境の影響がない、もしくは、ほと

んどないと認められる場合の明確な判断基準がございませんでしたので、明文化したものです。

委員：この 、 、 、 、 、 というのは、例えば 、 も、開店時刻の繰り下げ
というの、言葉として。

事務局：開店時間を遅めるということです。本来、大店立地法の届出をしている店舗ですと、届出が要らない届出内容ですけれども、既存店舗については、届出が必要ということなんです。

会長：これがあるほうが、前よりははっきりしているという若干、気がします。ほとんどないとか、ないというのが基準だったので、どういう基準かなと不安に思いながら判断していたところがあるので、こういうのがあれば、まだわかりやすくなったと思います。

でも、どうしても、ある程度曖昧なことも思ってしまうので、これは運用しながら考えていくしかないということで、行こうということですね。

委員：今ですと、会議の1カ月ぐらい前か直前に資料が送られてきますけども、この報告事項に該当するかもしれないものというのは、どのタイミングで送られてくるんですかね。

事務局：本来審議すべき審議会の1回前の審議会の場で報告とするかどうか議論いただきますので、資料の送付は以前よりも前倒しで行います。もしそこで報告と決めたものについては、本来の審議会前に資料を送付させていただくときには、報告案件として資料を作成して送付させていただきます。審議とするものについては、また事務局が事業者を呼んで、当日に審議するということですね。

委員：ということは、従来よりも早く動くということですね。

事務局：そうです。

委員：わかりました。

会長：こういう形で、とりあえず始めてみましょうかということなんです。

よろしいでしょうか。

はい。

そしたら、今の件については、そういったことをするというので、いきます。

それでは、事務局から連絡事項等があれば、お願いしたいと思います。

事務局：次回の審議会の開催につきましては5月の中旬ごろを予定しております。

委員：先ほどのやつですけども、11番は、後に軽微な変更と認められるものとか、それがあつたほうがいいんじゃないかと、先ほど議論もありましたけども、駐車場の出入口の位置が変更になったものは全部が入っちゃうんですね。

事務局：先ほど報告しました長浜ファッションモールの出入口の数の変更の場合は、交通安全に配慮した結果、交差点に近い出入口を減少しておりますので報告事項として問題ないと考えますが、交通量の多い国道側等の危険な場所に新たに出入口を設ける場合ですと、審議すべきと、この審議会の場で確認させていただきたいと思います。

会長：だから、ここに挙げているものを、自動的に報告にしようと言っているわけではないので、これは内容を見た上で、どうするか判断するので、ここではこれでいいと思うんです。

委員：はい。

会長：ということでよろしいでしょうか。

そしたら、これで本日の会議を閉会とします。

以上